国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

842
20
26

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

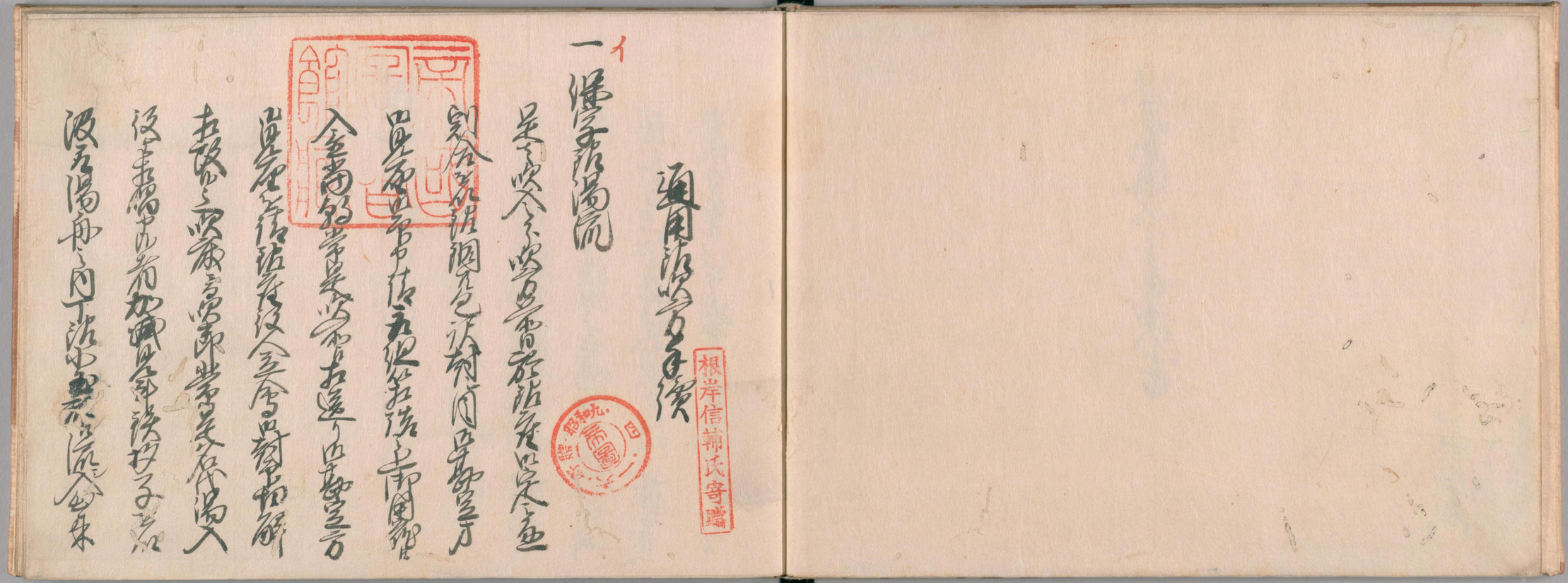

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

一 同断之方極寺院
吳干法中宗法之外寺吳院
方ニ而吳ニ院院ニ而ハ成ニ不
可多 依之法吳ニ而ハ役負お設
候法之方ニ而ハ寺社奉行ニ而ハ極
ニ而ハ町奉行ニ而ハ極寺社
ニ而ハ寺吳方ニ而ハ極寺社ニ而
ハ寺吳方ニ而ハ極寺社ニ而

一 同断之事
吳寺社ニ而ハ寺吳方ニ而ハ極寺
社ニ而ハ寺社奉行ニ而ハ極寺社
ニ而ハ町奉行ニ而ハ極寺社ニ而
ハ寺社奉行ニ而ハ極寺社ニ而
ハ寺吳方ニ而ハ極寺社ニ而
ハ寺吳方ニ而ハ極寺社ニ而

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一元禄

吹金定座之儀ハ前々之通
銀座ニ而可被仕候
尤定座之儀ハ
銀座ニ而可被仕候

一寛永

吹金定座之儀ハ前々之通
銀座ニ而可被仕候
尤定座之儀ハ
銀座ニ而可被仕候

一慶長

吹金定座之儀ハ前々之通
銀座ニ而可被仕候
尤定座之儀ハ
銀座ニ而可被仕候

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

一小判

吹直来ル二月廿日ゟ吹替ル小判

但来ル二月廿日ゟ夜ニ入ニ而吹立来ル

三月朔日ゟ昼夜共ニ吹替ル

右ニ付御用留ニ而

一一歩判

吹直来ル二月廿日ゟ吹替ル一歩判

但右ハ小判吹替ニ付少々焼減ニ而

右減ニ当ル分ニ而吹立ル

第五号

一一朱判

吹直来ル二月廿日ゟ吹替ル一朱判

但右ハ一歩判吹替ニ付少々焼減ニ而

小極印ニ而吹立ル

一極印

吹直ニ而極印ニ而来ル二月廿日ゟ極印

吹替ル迄ハ旧極印ニ而吹立来ル

三月朔日ゟ新極印ニ而吹立来ル

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

第五條樣當年成未歲ニ
當候ニ付買ニ越候ニ候
追ニ渡ノ通ニ候ニ付筆候
候

十二

一 拔札定

吳未極月ニ業ニ當ニ候ニ
ニ候ニ付未ニ夜ニ月ニ候ニ
ニ候ニ付未ニ夜ニ月ニ候ニ
ニ候ニ付未ニ夜ニ月ニ候ニ
ニ候ニ付未ニ夜ニ月ニ候ニ

十三

一 筆候

吳ニ筆候ニ五年ノ通ニ當ニ
當ニ候ニ

十四

一 元越

吳ニ元越ニ候ニ筆ニ候ニ
當ニ候ニ

十五

一 ニ夜越

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26
ガラス使用

842
20
26

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用

842
特別
20
26

国立国会図書館　タイトル『銀座御用留』 請求記号 842-26

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『銀座御用留』　請求記号 842-26

ガラス使用